

平成27年12月24日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

八王子市特別職報酬等審議会
会 長 千 葉 茂

特別職の報酬等の額について（答申）

平成27年2月5日付26八総職発第412号により諮問のあったこのことについて、
八王子市特別職報酬等審議会条例第7条の規定に基づき、別紙のとおり答申する。

答 申

1 答申内容

議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について、次のとおりとすることが適当である。

(1) 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額

議 長	750,000 円 (2 万円・約 2.7%の増額)
副 議 長	680,000 円 (2 万円・約 3.0%の増額)
常 任 委 員 長	630,000 円 (2 万円・約 3.3%の増額)
議会運営委員長	630,000 円 (2 万円・約 3.3%の増額)
議 員	610,000 円 (2 万円・約 3.4%の増額)

(2) 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額

市 長	1,110,000 円 (1 万円・約 0.9%の増額)
副 市 長	940,000 円 (据え置き)
常勤の監査委員	680,000 円 (▲2 万円・約 2.9%の減額)
教 育 長	810,000 円 (▲4 万円・約 4.7%の減額)

(3) 改定の時期

平成 28 年 4 月 1 日

2 審議内容

本審議会は、平成 27 年 2 月 5 日、市長から「議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について」意見を求める旨の諮問を受けた。

これに対し、本審議会では 7 回にわたり会議を開催し、中核市及び人口 50 万人以上の類似団体の報酬等の現状並びに民間の動向等（人事院勧告、東京都人事委員会勧告）の資料を分析するとともに、平成 27 年 4 月 1 日の中核市移行による権限と責任の拡大を踏まえて、以下のとおり審議を行った。

(1) 社会情勢

ア 経済・市民生活

- ・ 前回答申（平成 20 年 12 月）以降の社会経済情勢を見ると、平成 20 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破たんに端を発する世界的金融危機の影響により、日本経済は大きく落ち込んだが、その後、新興国を中心とした世界的経済成長により景気は回復基調となり、平成 25 年からの一連の経済政策、通称アベノミクスにより景気は回復しつつあるものの、その効果は中小企業や市民が実感でき

る状況ではない。また、世界経済の動向は不安定であり、景気は波乱含みの様相を呈している。

しかし、近年の実質成長率は、消費増税による駆け込み需要や海外経済の影響による変動はあるが、全体的には緩やかな回復基調であるといえる。

- ・ 雇用情勢については、平成 22 年辺りを底に、着実に回復してきている。
 - ※ 東京都の有効求人倍率（平成 22 年と平成 26 年の比較） 0.69 ⇒ 1.61
 - ※ 東京都の完全失業率（平成 22 年と平成 26 年の比較） 5.5% ⇒ 3.8%
- ・ 民間賃金については、デフレ経済のもと、景気回復期であっても長きにわたって基本給のベースアップは行われてこなかったが、平成 26 年頃から基本給のベースアップを実施する企業が増加している。
- ・ 市民生活においては、名目所得は増加しているものの、消費増税や物価高から、家計における好況の実感は限定的である。

イ 人事院勧告、都人事委員会勧告

- ・ 人事院及び東京都人事委員会の公務員給与に対する勧告の状況は、前回の答申から平成 25 年度までは全体的に緩やかな減額傾向であったが、平成 26 年からは民間企業がベースアップされたことを踏まえ増額に転じており、各自治体においては、これらに沿った職員の給与改定を実施している。(情勢適応の原則)

ウ 他団体との比較

- ・ 中核市及び人口 50 万人以上の類似団体との比較において、八王子市特別職の報酬等の水準は次のとおりである（平成 27 年 4 月 1 日現在）。

【報酬額等の順位（高額順）】

比較団体 特別職	中核市 (全 45 団体中)	人口 50 万人以上の団体 (全 15 団体中)
議長	21	14
副議長	20	14
各委員長	24	最下位
議員	29	最下位
市長	17	11
副市長	7	4
常勤の監査委員	4	4
教育長	最上位	2

※ 「人口 50 万人以上の団体」には政令指定都市を含まない。

(2) 八王子市の状況

ア 改定状況

- ・ 特別職の報酬等の額は、平成 15 年 4 月 30 日付で八王子市特別職報酬等審議会において、各特別職の職責の重さを認めるも、長引く景気低迷による市民生活の状況等に鑑み、「減額改定（△2～4 万円）」の答申を行い、当該答申に基

づき平成 15 年 7 月 1 日で改定して以降、改定されていない。

※ 平成 20 年 12 月 12 日に「据え置き」を答申

- ・ 一般職員の給与改定状況は、平成 21 年度から平成 25 年度までは減額の改定となっており、平成 26 年度からは増額の改定となっている。

イ 中核市移行

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日に八王子市は中核市に移行した。中核市移行に伴う行政裁量の拡大により、市民の意思がより一層実現される体制が整った。八王子市は中核市移行により、自らの判断で地域の実情に合った、より質の高いサービスを提供することが可能となったとともに、多くの責任を負うことになった。

ウ 行財政改革の着実な推進及び今後の財政見込み

- ・ 市長を先頭に八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」に基づく都市像を実現するため、攻めのまちづくりに取り組むとともに、「持続可能な行財政運営の推進」を図るため、行財政改革を進めている。
- ・ 財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率などの指標は、他の中核市との比較において健全な水準を維持している。
- ・ 一方、今後、少子高齢化がすすみ、八王子市においても人口減少が予想されていることから、市税収入の伸び悩みや扶助費の増加などが予測されている。

(3) 本審議会の考え方（視点）

ア 職務内容、職責から見た妥当性

- ・ 特別職の給料及び報酬の額については、それぞれの職務内容と職責を十分検証するとともに、八王子市の各種統計資料等を参考に情勢適応の原則や均衡の原則を尊重したうえで、適正な額を決定することとした。
- ・ 八王子市が中核市に移行したことのみをもって給料及び報酬を改定するのではなく、行政裁量拡大による各特別職の責任及び業務量の増加、並びに今後、各特別職が担うべき役割等を考慮して、給料及び報酬の額を検討することとした。

イ 市民の視点、市民感覚に配慮

- ・ 特別職等の給料及び報酬の額については、現在の市民生活及び市民感覚を反映した市民の理解と納得が得られるものであるべきと考え、各種経済指標等を参考に、各委員とも納税者である市民の視点に立った議論を展開することとした。

3 特別職の報酬等の額について（総論）

- (1) 本審議会の審議の対象となる各特別職の現行の報酬等は、平成 15 年 7 月 1 日から適用されている。

- (2) 各特別職においては、この間、魅力あふれるまちづくりを推進するため、可能な限りの行政裁量の獲得を進めるとともに、行財政改革の積極的な取組みを継続してきた。

行財政改革への取組みの結果、財政指標の改善傾向を維持しつつ中核市への移行を実現し、またアクションプランに掲げる重点事業を着実に推進していることは評価できると考える。

4 市議会の議員報酬について

- (1) 現行の市議会の議員報酬は、月額で議長 73 万円、副議長 66 万円、常任委員長 61 万円、議会運営委員長 61 万円、議員 59 万円である。

- (2) 市長と市議会が共に住民を代表する二元代表制において、市議会議員は市民の意思を市政に反映させるために、条例を始めとする八王子市の運営の根幹を定める（議決する）とともに、行政機関の執行を監視している。

また、行政裁量が拡大し、市民要望が多様化する中で、市議会議員にはより専門的な知識や高度な識見が求められている。

八王子市は類似団体との比較において人口に対する議員数が少ないが、それぞれの議員がその職責を果たすために努力し、市長と共に賑わいのある魅力あふれるまちづくりの実現を推進していると判断するところである。

- (3) 市議会議員という職のあり方に照らし、有為な人材を確保する観点から、一定水準の額が担保される必要があるとの議論もあった。

今回の審議会においては、前回の報酬の改定時（平成 15 年 7 月）と比較して、行政裁量の拡大及び市民生活・要望の多様化に伴い、市議会議員には市政に関するより広範かつ専門的な知識や高度な識見が求められていることが認められた。

以上、これら求められる責務に対して、議員報酬については増額する必要があると判断した。

ただし、報酬額の改定に当たっては、市民生活の状況及び社会情勢等から急激な増額はできないと判断し、平成 15 年度に実施した減額改定の前の額に戻すことが妥当であるとの結論に至った（各役職の議員について 2 万円の増額）。

5 市長及び副市長の給料について

- (1) 現行の市長及び副市長の給料は、月額で市長 110 万円、副市長 94 万円である。

- (2) 市長は市政の最高責任者として、地方分権の流れを捉え、中核市移行を始めとする行政裁量の拡大を図り、賑わいのある魅力あふれるまちづくりを実現させるため、休日、昼夜を問わず重大な責務を果たしてきている。また、社会保障関連経費等が

増え続ける状況下で難しい舵取りを行い、財政規律を維持している。

- (3) 副市長については、市長を補佐するとともに、行政実務を統括する重大な責務を負っており、市長と同様の評価をすところである。
- (4) 類似団体との比較においては、市長の給料は平均的な水準である一方、副市長の給料は比較的高い水準にある。

今回の審議において、市長が先頭となって進めている「攻めのまちづくり」と「持続可能な行財政運営」について高く評価するとともに、行政裁量の拡大に伴い市長及び副市長の業務量、責務及び困難度が増していることが認められた。

以上、これら求められる責務に対して、市長及び副市長の給料については増額する必要があると判断した。

しかし、市民生活の状況及び社会情勢等を鑑み、また類似団体との比較から給料の増額については慎重を期すべきと判断し、市長の給料については1万円の増額、副市長の給料については現行額を据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

6 常勤の監査委員及び教育長の給料について

- (1) 現行の常勤の監査委員及び教育長の給料は、月額で常勤の監査委員 70 万円、教育長 85 万円である。
- (2) 常勤の監査委員は、八王子市の広範にわたる事務事業について適正かつ効率的に行われているかを監査する監査委員にあって、監査委員の調査等を補佐する役割の監査事務局に対して、指示、連絡調整及び調査資料の確認等を行うなど、監査委員の要としてその職責を果たしている。
一方で監査委員の職務については、公会計制度の導入や行政裁量の拡大により高度化していることは認められるが、定期監査及び行政監査等は監査対象を抽出して行うものであることから、その業務量や職責に大きな変化はないと考える。
- (3) 教育長は、教育行政における責任体制の明確化等のため、平成 27 年 4 月の教育委員会制度改革により、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなった。しかし、八王子市の教育行政において教育長は、教育委員会制度改革以前から、常勤の教育委員として教育委員会の実質的な責任者の役割を担ってきた。
また、従来、教育委員会において検討し、決定してきた教育に関する重点的施策については、教育委員会制度改革により、市長が招集する総合教育会議において市長と教育長が協議・調整し、一致して取り組むこととなった。
以上のことから、教育長は、重要性の増す教育行政を代表して執行することとなったが、市長と連携強化するしくみが構築された等から、その職責等に大きな増減は生じていないと考える。

- (4) 常勤の監査委員及び教育長の給料はこれまで本審議会の審議対象ではなく、その額は市長等の給料の改定状況にあわせて定められてきた。
- (5) 類似団体との比較において、常勤の監査委員及び教育長の給料は高水準となっている。

今回の審議においては、常勤の監査委員及び教育長については、その職責等において給料を増額すべき要素はないと判断した。

一方で、類似団体との比較において、八王子市の常勤の監査委員及び教育長に固有の責務等は認められないことから、給料についても類似団体との均衡を保つ必要があると判断し、常勤の監査委員については2万円の減額、教育長については4万円の減額とすることが妥当であるとの結論に至った。

7 附帯意見

- (1) 各特別職の責務について

答申に当たって、各特別職に対しては次のことを求めるものである。

- ・ きめ細やかなサービスの提供や行政サービスの効率化・スピードアップ等を図るため様々な施策を展開してきた点について評価しているところである。今後も中核市移行により獲得した権限の活用や平成29年の市制100周年等を通じて、市民が地域経済の活性化や本市の更なる発展をより一層実感できるよう努めること。

- (2) 本審議会の開催について

本審議会の開催頻度について、次のとおり付記する。

- ・ 前回の答申から本答申まで約7年間が経過したが、社会経済情勢等の変化が大きい今日の状況にあって、特別職の報酬等の適正な水準を維持するためには、本審議会を定期的開催し、検証すべきであるとする。

【資料】

八王子市特別職報酬等審議会委員

会 長	千 葉	茂
職務代理	原	幸 子
委 員	石 井	昭 久
委 員	岡 本	孝 之
委 員	立 川	正 晴
委 員	秋 間	利 久
委 員	伊羅胡	和 哉
委 員	田 中	康 之
委 員	川 原	恵 里
委 員	桐 越	麻 美

審議会の開催状況

第1回	平成27年2月5日
第2回	平成27年4月15日
第3回	平成27年5月20日
第4回	平成27年6月26日
第5回	平成27年8月28日
第6回	平成27年11月25日
第7回	平成27年12月10日